



【竹原市】

子ども・子育て 支援事業計画

平成 27 年度 ▶ 平成 31 年度



概要版

平成 27 年 3 月
広島県 竹原市



子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月スタート！

子ども・子育て支援新制度の内容

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものであります。幼児教育・保育施設等へ市から給付をおこない、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

- 1. 「認定こども園」の普及
- 2. 保育の場を増やし、待機児童減少
- 3. 子育て支援の量の拡充や質の向上
- 4. 子どもが減ってきている地域の子育て支援

地域型保育を新設（0歳～2歳対象）

家庭的保育（保育ママ）・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育

新制度は、すべての子育て家庭を支援！

- 地域子育て支援拠点 …… 親子交流、子育て相談の場
- 一時預かり …… 急用、パート就労などに合わせて利用しやすく
- 病児・病後児保育 …… 病中病後、体調不良児の保育
- 利用者支援 …… 利用しやすく情報提供・援助・相談
- 放課後児童クラブ …… 増設と職員・施設・設備の質の向上

新制度利用について（くわしくは制度案内パンフレットか竹原市子ども福祉室におたずねください）

- ・施設への入所要件緩和 …… パートタイムやその他の事由も。
- ・保育の申請と認定 …… 保育を希望する場合は、市に申請して市から認定証交付。
- ・利用者負担のしくみ …… 原則として、保護者の所得に応じて利用者負担額を定めます。

計画事業の提供体制

教育・保育提供区域

本市では、保育所や幼稚園の配置状況や子どもの人数を勘案し、忠海中学校区、竹原中学校区、賀茂川中学校区、吉名中学校区の4つを区域として考えますが、必要に応じて市全体を1区域として設定しています。

認定区分

新制度では、3つの認定区分に応じて幼稚園や保育所などの施設等の利用先を決め、利用希望の場合に認定を受けます。

【認定区分、利用施設】

- 1号認定 満3歳以上、教育を希望
- 2号認定 満3歳以上、保育の必要性認定、保育を希望
- 3号認定 満3歳未満、保育の必要性認定、保育を希望

- 幼稚園、認定こども園
- 保育所、認定こども園
- 保育所、認定こども園
地域型保育

ごあいさつ



近年、わが国においては、人口減少、少子高齢化、就労の多様化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、子ども・子育てをとりまく厳しい環境の中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増え、ニーズの多様化も進んでいます。

国においては、少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」に基づいた総合的な取組を進めており、本市においても、子育てがしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すため、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年度から26年度までを期間とした「竹原市次世代育成支援地域行動計画（前期計画）・（後期計画）」を策定し、様々な子育て支援を行ってまいりました。

こうした中、子ども・子育てをめぐる社会情勢等の更なる変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立したことから、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため「竹原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画には、「安心の子育てを みんなで支えるまち 竹原」を基本理念として、子育て支援のための様々な取組を盛り込んでおり、子どもたちの幸せを第一に考え、地域全体で子育てを温かく支えあうまちづくりを目指して、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、連携、協働しながら推進していきたいと考えています。

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、いきいきと育つことは、私たちの共通の願いであります。市民の皆様には、この計画をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定に当たりまして、ご尽力を賜りました「竹原市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成27年（2015年）3月

竹原市長 吉田 基

計画の概要

計画の期間と位置づけ

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間として策定するものです。なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも隨時行っていくこととします。

計画の基本理念

本計画においては、地域や保護者が協力し、支え合いながら、安心して子育てをすることができる社会を目指し、次のような理念を設定します。

**安心の子育てを、
みんなで支えるまち 竹原**



計画の視点と施策の展開



基本的な視点

本計画は、平成22年3月に策定された「竹原市次世代育成支援地域行動計画」で踏まえた8つの視点を引き継ぐものとします。さらに国が定めた「行動計画策定指針」に基づき、以下の10の視点を基盤としつつ、新たな趣旨を盛り込み、子ども・子育て支援施策を進めています。

①子どもの視点

②次代の親づくりという視点

③サービス利用者の視点

④社会全体による支援の視点

⑤仕事と生活の調和実現の視点

⑥妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

⑦すべての子どもと家庭への支援の視点

⑧地域における社会資源の効果的な活用の視点

⑨サービスの質の視点

⑩地域特性の視点

竹原市の現状

●総人口と児童人口の推移



●出生数の推移



本市の総人口や児童人口は、減少傾向で推移しています。

出生数においては平成24年で増加していますが、減少傾向で推移しており、全国や広島県に比べても低い値となっています。



計画事業の量の見込みと確保方策



教育・保育の量の見込み

認定区分	見込み (H31年)	確保方策 (H31年)
1号認定（認定こども園・幼稚園）	179人	179人
2号認定（認定こども園・保育所）	275人	275人
3号認定（認定こども園及び保育+地域型保育）【0歳】 【1~2歳】	36人 145人	36人 145人

※竹原市全域の数値のみ表記

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

認定区分	見込み (H31年)	確保方策 (H31年)
1. 利用者支援事業	1か所	1か所
2. 地域子育て支援拠点事業	1,250人回／月	1,250人回／月
3. 妊婦健康診査	1,956人回／年	1,956人回／年
4. 乳児家庭全戸訪問事業	133人	133人
5. 養育支援訪問事業等	-	ニーズにより対応
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	0人	ニーズにより対応
7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	51人日／週	51人日／週
8. 一時預かり事業 （幼稚園在園児） （幼稚園在園児以外）	3,220人日／年 2,904人日／年	3,220人日／年 2,904人日／年
9. 時間外保育事業（延長保育）	140人	140人
10. 病児・病後児保育事業	162人日／年	162人日／年
11. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	178人	178人

※竹原市全域の数値のみ表記

幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

- 認定こども園について、地域の実情や施設の状況をふまえ、可能な地域から整備・検討を進め、子どもの幼児教育・保育施設利用の選択肢の拡大に努めます。
- 新たなカリキュラム等、幼稚園・保育園間の人材交流を推進し、教育・保育の一体的提供の推進を図ります。

6

子ども等の安全の確保

- 6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 6-3 被害にあった子どもの保護の推進

7

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 7-1 児童虐待防止対策の充実
- 7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 7-3 障害児施策の充実



重点プロジェクト

Project 1 教育・保育施設の適正化に向けて取り組みます

1. 教育・保育のあり方についての検討

教育・保育施設に入所を希望する子どもの全員入所を保障し、市全域で良質な教育・保育が今後も継続的に提供できる体制づくりや施設整備を行います。

また、再整備する施設の設置位置や定員、提供するサービス等については、集団教育や集団保育の確保を基底に就学前児童数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえて検討を行う中で、教育・保育提供区域ごとの教育・保育、地域子育て支援事業の供給体制の確保を図るため、適正な地域に、適正な規模の施設を配置します。

2. 幼保一体化の推進

教育と保育を一体的に推進することにより、就労の有無にかかわらず施設を利用でき、保育時間も柔軟に選択できるため、保護者にとっては利用しやすくなります。

質の高い教育に対するニーズが高まり、各家庭において多様な生活スタイルが増えている中で、幼稚園・保育所関係者で互いの良さを十分に活かした施設や制度のあり方を検討し、子どもたちや保護者にとって子育ての充実につながるように推進します。

基本目標と施策の展開

1

地域における子育ての支援

- 1-1 子育て支援のネットワークづくり
- 1-2 児童の健全育成



2

母性や乳幼児等の健康の確保及び増進

- 2-1 子どもや母親の健康の確保
- 2-2 「食育」の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実
- 2-4 小児医療等の充実



3

子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備
- 3-3 家庭や地域の教育力の向上
- 3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



4

子育てを支援する生活環境の整備

- 4-1 良質な住宅・居住環境の確保
- 4-2 安心して外出できる環境の整備
- 4-3 安全・安心まちづくりの推進等



5

職業生活と家庭生活との両立の推進

- 5-1 多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直し等

Project 2 子どもを産み育てやすい環境をつくります

1. ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

「次世代育成支援対策推進法」が延長されたことに伴い、事業所等の一般事業主行動計画の策定や実施を一層促進することが求められています。

いわゆるワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）が図られた、働きやすく、子育てのしやすいまちを目指し、制度の普及・啓発に努めます。

2. 出産、子育てまでの支援ネットワークづくり

全国的に、男性の育児休業等の取得期間が長い世帯では、第2子をもうけることが多いと言われています。このため、男性の積極的な育児休暇の取得を促進します。

また、多様な働き方の促進や子育て支援サービス等の充実は、働きたい母親の就労啓発につながります。

就労から出産、子育てに関わる産業や教育、保健福祉等の関係機関が支援ネットワークにより連携し、子育てのサポートを充実させます。

Project 3 人間性豊かな幼児教育を進めます

1. 豊かな心を育む教育の推進

子どもが将来の夢を実現するためには、学力、知識だけではなく、考える力、生きる力、思いやりの力など、豊かな心を持った人間性を高めることが重要です。このため、様々な体験を得る機会や、様々な世代とのふれあい、四季折々の楽しみを見つけるなど、人間としての一生の基礎となる幼児教育について検討し、実施を図ります。

2. 郷土の特徴を活かした教育の推進

社会経済の国際化、グローバル化がもとめられる近年、一人ひとりが自分を知り、郷土に誇りを持つことは、生きる上での大きな原点となります。本市においては、海、山などの自然や、歴史、町並みなどの文化が融合した風土を有しており、子どもが成長し、本市に誇りと愛着を持ち、定住につながるよう、郷土の特徴を活かした教育について検討し、子どもとともに学ぶ機会を促進します。

